

国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会（第1回）

平成26年2月27日

【地籍整備課国土調査企画官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。また、新任の委員の皆様方には、本委員会へのご就任につきましてご快諾いただき、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます国土交通省土地・建設産業局地籍整備課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まずお手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、それから、資料1、資料2、資料3－（1）、3－（2）、さらに参考資料1・2・3・4まででございます。もし不足等ございましたら、周りにいる事務局の者に仰せつけください。

それでは、次第2、委員の紹介に参りたいと思います。本委員会は、通算では5回目でございますが、平成26年における第1回目の委員会でございますので、委員のご紹介をさせていただきます。お手元でございます委員名簿に記載の順番でご紹介させていただきます。

山形大学名誉教授、阿子島功委員でございます。

【阿子島委員】 よろしくお願いたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 東京大学大学院工学系研究科教授、清水英範委員長でございます。

【清水委員長】 こんにちは、清水でございます。よろしくお願いたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 測量士の千葉二委員でございます。

【千葉委員】 千葉でございます。よろしくお願いたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 明治大学大学院政治経済学研究科特任教授、中林一樹委員でございます。

【中林委員】 中林です。よろしくお願いたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 司法書士の中山耕治委員でございます。

【中山委員】 中山耕治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 岐阜県森林組合連合会代表理事副会長兼専務、三島喜一郎委員でございます。

【三島委員】 三島でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 三井不動産株式会社特任参与、山下保博委員でございます。

【山下委員】 山下でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 早稲田大学大学院法務研究科教授、山野目章夫委員でございます。

【山野目委員】 山野目と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 土地家屋調査士の山脇優子委員でございます。

【山脇委員】 山脇でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 関東学院大学理工学部教授、若松加寿江委員でございます。

【若松委員】 若松でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 一般財団法人資産評価システム研究センター理事長、渡邊文雄委員でございます。

【渡邊委員】 渡邊です。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 以上の合計11名の委員の方々で本日の審議は進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、委員につきましては、このほか、株式会社北海道新聞社東京支社長、佐藤剛委員、及び岩手県宮古市長、山本正徳委員が任命されておりますが、本日はご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者をご紹介します。

まず政策統括官の幾度でございます。

【政策統括官】 幾度でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 土地・建設産業局次長の江口でございます。

【土地・建設産業局次長】 江口です。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 土地・建設産業局地籍整備課長の佐藤でございます。

【土地・建設産業局整備課長】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 国土政策局国土情報課長の橋本でございます。

【国土情報課長】 橋本でございます。よろしくお願いいたします。

【地籍整備課国土調査企画官】 以上、よろしくお願いいたします。

本委員会に関する議事の公開につきましては、国土審議会土地政策分科会企画部会と同様、会議は非公開、ただし、報道機関は傍聴可能とし、議事に入るまでカメラ撮り可、議事録につきましては、発言者名も含めて公表ということにさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第の3でございますが、土地・建設産業局長挨拶でございますが、本日局長所用により欠席のため、国土交通省土地・建設産業局次長の江口よりご挨拶を申し上げます。

【土地・建設産業局次長】 国土審議会の土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本来であれば、1月に局長に就任いたしました毛利がご挨拶すべきところでございますけれども、ちょっと私のほうからかわってご挨拶させていただきます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、ほんとうにご多忙中のところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それから、今回新たに何人かの委員の方々に任命をさせていただいております。委員へのご就任についてご快諾をいただいたことにつきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

まず国土調査でございますけれども、地籍調査、あるいは土地分類調査等でございますが、国土に関する最も基礎的な情報を整備するという事業として、昭和26年以来、国・地方公共団体が協力をして進めてまいっているところでございます。そのうち、一筆ごとの土地の境界や地籍に関する測量を行う地籍調査につきましては、土地取引の円滑化、個人資産の保全、災害復旧の迅速化、公共工事の円滑化等々、我が国の経済の発展、あるいは国民生活の向上にとりまして、極めて重要な役割を担ってきたと考えております。それから、土地の利用現況、あるいは自然的な要素などを調査いたします土地分類調査でございますが、こちらにつきましても、適切な土地利用の転換、あるいは安全・安心な生活環境の確保といった点から、同じく重要な役割を担っていると考えております。

これらの調査につきましては、平成21年にこの検討小委員会を設置させていただきましたが、そこでのご議論を踏まえまして、平成22年に国土調査事業十箇年計画を策定し、その計画に基づいて現在実施をしているところでございます。

今申し上げましたこの十箇年計画でございますが、中間年ということですから、来年に

実は見直しをすることになっております。それを踏まえまして、今回の小委員会におきましては、見直しに当たって様々な角度から有識者のご意見を伺うということで、見直しの背景となる社会経済の動向、あるいは国土調査の実施状況を踏まえた見直しの方向性、そういうものについてぜひご議論をいただきたいと考えております。

特に、皆様方に申し上げたいのは、社会経済情勢の変化ということで、地籍整備と災害復旧の問題が最近非常にクローズアップされてきたということでございます。東日本大震災の発生ももちろんですけれども、最近では都市部を中心に南海トラフ巨大地震、あるいは首都直下地震、そういった地震のリスクも高まりつつあるということで、政府のほうで津波あるいは火災等による被害想定を、一昨年、昨年と相次いで公表してきているところでございます。国会のほうでも、ちょうど昨日でしたが、予算委員会のほうで、災害の復興という観点からも地籍整備をもっと迅速に進めるべきではないかというような質問が出たばかりでございます。

こういった状況を踏まえまして、震災後の迅速かつ円滑な復興という観点から地籍調査推進のあり方についてご議論いただくことを、特に私どもとしては期待しているところでございます。

最後に、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中恐縮でございますけれども、それぞれのご専門の立場からご意見を賜りますようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

【地籍整備課国土調査企画官】 それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願いしたいと存じます。清水委員長、よろしくお願いたします。

【清水委員長】 はい、承知しました。この検討小委員会、今ご紹介ございましたように、5年前になりますけれども、平成21年3月より、第1回から第4回まで計4回議論しまして、そのときには十箇年計画のご案内がございましたけれども、十箇年計画をどうやって進めていくかということ議論しまして、提言を報告書にまとめたという経緯がございます。それから5年ぐらいたって、今般第5回ということになりました。今回は計画の中間年、中間見直しということでございます。十箇年計画の後半戦に向けまして、有意義な議論をしてまいりたいと思います。ご紹介ございましたように、震災等ございまして、我々が当初5年前に想定したと違ふこともいろいろ展開がなされておりますし、そのような中で、ますます国土調査の役割というのは大きくなっておりますし、期待されることも大きいということが言えようかなと思います。今後十箇年計画が順調に進んで、さ

らに調査が発展するように議論をしてみたいと思います。どうか皆様、忌憚のないご意見を頂戴したいと思いますし、積極的なご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議事次第に沿う形で進行してみたいと思います。皆様のお手元の次第でございますが、4番目、議事ということでございます。

最初に、1)小委員会の開催趣旨と検討課題についてということでございます。これにつきまして、事務局からまず説明をお願いしたいと思います。

【地籍整備課長】 改めまして、地籍整備課長、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、まず開催趣旨についてでございますが、まずはそもそも国土調査とはという点について、ごく簡単に触れさせていただきたいと思います。参考資料の1をご覧くださいと思います。後のほうについてございます。

1ページ目からでございますが、国土調査は、国土調査法に基づきまして実施しております、大きく3つに分かれております。このうち、本小委員会では、地籍調査と土地分類調査についてご議論をお願いしたいと考えております。

このうち、2ページのほうに参りますが、国土調査の促進のために、国土調査促進特別措置法が制定されておまして、これに基づいて、今申しました地籍調査と土地分類調査について十箇年計画を策定することになっているということでございます。現在は第6次の計画でございまして、平成22年度から31年度まで10年間の計画として閣議決定がなされております。

その具体的な内容としては、10年間に実施すべき事業の量を定めることになっておまして、資料の中で囲みになっておりますが、地籍調査21,000平方キロ、基本調査3,250平方キロ、基準点8,400点、それと土地分類調査の基本調査18,000平方キロとなっております。

あわせて盛り込まれている事項がございまして、資料のとおりでございますが、詳しくは、また後ほどご説明いたします。

その中で、1点だけ、ページの一番下、下線の部分でございますが、社会・経済動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直しを行うことが位置づけられておまして、これを踏まえて今回の小委員会開催につながっているということでございます。

次に、簡単に地籍調査についてご紹介をいたします。4ページをお開きいただきたいと

思います。地籍調査のイメージでございますが、左側のような旧来のいわゆる字限図のような図面が、登記所備え付け図面の中でまだまだ多く残されておりまして、正確な調査を行いまして、右のような地籍図を作って置き換えていくというのが、この地籍調査という事業でございます。

5ページをご覧いただきたいと思いますが、具体的な作業はこの図のとおりでございますけれども、特に「一筆地調査」という囲みがあるかと思いますが、この段階で一筆ごとの土地の境界について、地権者の立会いをお願いするなどして確認を得ることが大きな特徴ではないかと思っております。そして、この仕事が大変重要であって、また、手間のかかる工程ということが言えようかと思っております。

6ページでございますが、実施は主に市町村が行っておりまして、国は調査費の半分を負担するという仕組みになっております。

7ページをご覧いただきたいと思いますが、地籍調査の効果についてでございます。土地取引の円滑化等、資料のとおりでございます。

8ページ、9ページと、ずっと紹介しております。

最近では、災害復旧の迅速化という点が特に注目されておりまして、10ページでございますけれども、東日本大震災の事例を若干詳しくお示ししております。これは宮城県名取市で10ヘクタール程度の土地へと集団移転を行いました。移転元、移転先ともに地籍調査済みの地域でございまして、調査期間で半年から1年、調査費用で約1,000万円程度の節減が図られたのではないかと、名取市の方から伺っているところでございます。

11ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、全国の進捗状況を示してございます。北海道、東北、九州が農地、林地を中心に進んでおりまして、ほかの地域は自治体の取り組み姿勢が不十分などの状況から、全般に遅れている状況といったところでございます。

続きまして、土地分類調査をお願いいたします。

【国土情報課長】 国土情報課の橋本でございます。座ってご説明をさせていただきます。

引き続きまして、土地分類調査の概要についてという資料についてご説明をさせていただきます。

こちらのまず13ページですけれども、現在先ほど説明ありました第6次国土調査事業十箇年計画に基づきまして実施している調査として、土地履歴調査というのを実施してお

ります。こちらは13ページですけれども、平成21年のこちらの小委の報告書で、土地の安全性についての調査をすべきだという宿題をいただきまして、今回の計画から新たに実施したというものでございます。

調査の中身といたしましては、そこに大きく2つございますけれども、一つが、土地状況変遷情報ということでございまして、図の真ん中のところにありますけれども、まず人工地形分類図、これは切り土、盛り土、こういったものの改変地の位置を示す地図と、それから、自然地形分類図、これは元河道であったとか、元沼地だったとか、そういう元地形とその他現在の状況をあわせて表示していると、それから、土地利用分類図ということでして、これは100年前、50年前といった昔の空中写真から現在の土地利用を整理していくと、こういったものを調査して整理しているところでございます。

それから、2点目が、災害履歴情報ということで、その地域の主な災害時の地盤沈下の状況、あるいは液状化の状況、あるいは浸水地域の状況、こういったものを可能な範囲で整理して、それを地図にしているといったものを整理しているところでございます。

続きの14ページでございますけれども、これは土地分類調査の全体の体系でございます。昭和26年に国土調査法ができて以来、順次実施してきているところでございますけれども、土地分類調査はそもそも土地の自然条件に関する最も基礎的な地理情報を整備するというところでして、土地の利用現況、それから地形、表層地質、土壌、こういった自然的要素を中心に調査をしてきております。現在、一番右側ですけれども、この中で実施しているというのが土地履歴調査ということになりまして、現在の計画でもこの調査が位置づけられているということでございます。以上です。

【地籍整備課長】 それでは、続きまして、委員会の趣旨等のご説明に移らせていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

1ページ目でございますが、先ほど来ご紹介いただいているとおりでございまして、本委員会は国土審議会の中に平成21年に設けられまして、4回開催して、その検討成果を踏まえて十箇年計画の閣議決定につながったというところでございます。今回は、先ほどご説明いたしましたように、中間見直しの一環としてご議論いただくというものでございます。

2ページでございますが、具体的な検討内容ということでございます。事務局としては、2ページ以降にお示ししたような形で進めさせていただければということで整理しております。

まず社会経済の動向については、資料にお示ししてありますように、東日本大震災を初めとした様々な状況があると存じておりますが、具体的な検討の中で、それぞれもう少し詳しくまとめたものをご紹介させていただきまして、議論の前提としていただければと考えております。

3ページのほうでございます。次に、地籍調査、土地分類調査、それに関連する施策の実施状況や課題をご説明させていただいた上で、委員の皆様から、実施状況に対する評価ですとか、課題等を踏まえた見直しの方向性といった点を中心にご議論いただければと考えております。この中で、(1)の地籍調査、(2)基本調査、(5)の基準点の設置、それから、2.の土地分類調査については、具体的な数値目標を持った計画ということでございます。(3)と(4)については、この数値目標という形でない形態で計画に盛り込まれた事項ということになります。それぞれ具体的な説明の中で詳しく触れさせていただきたいと思っております。

4ページでございますが、スケジュールでございます。本日が第1回目でございます、開催趣旨等については、今こうした形で説明させていただいております。この後、引き続き具体的な検討課題についてご説明をさせていただきます。第2回は、本日いただいた意見を踏まえて、見直し等の方向性についてさらにご議論いただきたいと思いますと思っております。第3回は、報告書案についてご議論をお願いしたいと考えております。以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。これまでのご説明でございます小委員会の開催趣旨と検討課題、また、今後の検討のスケジュールについてのご提案もございました。ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。大体皆さんご認識されていることであろうかと思っておりますので。それでは、この検討課題等は承認をいただけたというふうにしたいと思います。

続いての議題でございます計画策定後の社会・経済の動向、財政事情等についてということでございますが、これについても事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【地籍整備課長】 それでは、社会・経済の動向等について資料2をご覧くださいと思います。1ページ目をご覧くださいと思います。6次計画がスタートした平成22年度以降において、特に国土調査に関連が深い出来事といたしましては、まず何といたっても東日本大震災が発生ということが挙げられるかと思っております。迅速な復旧等の観点から、地籍調査の重要性が再認識されているというところでございます。

その後の政府の動きといたしましては、「国土強靱化基本法」、それから「南海トラフ巨

大地震対策計画中間取りまとめ」、「首都直下地震の被害想定と対策について」などが策定されておりまして、それぞれ地籍調査の推進が位置付けられているというところがございます。

3 ページのほうをご覧いただきたいと思います。我が国全体として高齢化・人口減少が予測されておりますが、特に山村部で顕著となっております。山村部での調査がますます難しくなっていくのではないかという点が心配されるようになっております。

それから、情報通信、測量技術等が進展しておりまして、地理空間情報活用推進計画の中で、地籍調査が国民の様々な活動を支える重要な基盤であるといったことが位置づけられております。また、今後準天頂衛星を整備していくということが閣議決定されておりまして、今後の調査の効率化に役立つのではないかという期待が持てるところでございます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。財政関係でございますけれど、「日本再興戦略」が成長戦略としてまとめられておりまして、各種不動産情報の整備を行うということが位置付けられております。この各種不動産情報の整備という中に地籍調査が含まれているということでございます。

他方、予算編成に関する直近の閣議決定におきましては、地方、国ともに財政状況の厳しさがうかがえるものとなっております。

このような背景をご了知いただいた上で、後ほどご説明いたします地籍調査の実施状況に対する評価、課題に対するご議論などをいただければと思っております。以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの計画策定後の社会・経済の動向、財政事情等についてということでございますが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これも皆さんご認識のとおりであろうかと思っておりますので、この後の議題が大変重要でございますので、時間をそっちへ向けたいと思います。

それでは、続いての議題でございます議事の3でございますが、国土調査の実施状況等についてということで、これも事務局からご説明お願いいたします。

【地籍整備課長】 それでは、まず地籍調査のほうからご説明をさせていただきたいと思います。資料3-（1）でございます。1 ページ目をおめくりいただきたいと思います。これは6次計画の目標と平成24年度までの3カ年分の実施状況を一覧にしております。閣議決定に定められた計画の内容を太字で表示させていただいております。細字のほうは、

計画本体ではございませんけれど、閣議決定に関連して参考資料等で示された内容でございます、あわせてお示ししているということでございます。

まず①地籍調査についてでございますけれど、21,000平方キロの計画に対しまして、3年間で3,174平方キロを実施したということをお示ししているわけでございます。率にして15.1%ということでございます。3カ年分でございますので、30%進んでいれば計画のペースということになるわけでございます。したがって、計画の半分程度のペースという状況でございます。

②基本調査でございますけれど、同様に3,250平方キロの計画に対しまして、15.3%実施したところでございます。

そのほか、③でございますけれど、未着手・休止市町村を中間年までに解消を目指すということになっておりますが、当初604自治体あったものが、525まで減らすことができたという状況でございます。

④でございますが、国土調査以外の成果の活用を促進することが計画の中に盛り込まれております。参考として示されました目標値の16%を実施したという状況でございます。

⑤でございますけれど、基準点については目標の20%が設置されたという状況でございます。

2ページでございますが、これは6次十箇年計画におきましては、国民にわかりやすい指標で示すという趣旨から、前のページの内容をあわせて進捗率という形でも示しているということでございます。

以上、数値面での状況をご説明させていただきましたが、この点につきましては、なかなか厳しい評価をいただいているのかなと覚悟しておりますが、一方で、後ほど説明いたしますが、我々としても各般の努力をしてきております。それと、今後についてということになりますと、あきらめていくという方向ではなくて、今まで以上に努力をしていかなければいけないのかなと考えているところでございます。

今一括して数値的なことを申しましたが、個々の内容について少し詳しく次ページ以降に示してございますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず地籍調査について、4ページをご覧いただきたいと思っております。今ご説明いたしましたとおり、3カ年で目標の15%を実施しております。地帯別でいいますと、例えばD I D、いわゆる人口集中地域でございますが、やはり地権者の意識が強いとか、そういったようなことから、なかなか進みづらいという状況になっております。これまでの取り組

みといたしましては、一番下に書いてございますように、民間委託の拡大、立会の弾力化、新技術の導入、それから予算の確保といったようなことに努めてまいっております。それから、⑤については、国民にわかりやすい指標というもので表示するというような取り組みを行ってきております。以下、それぞれについて状況をご説明したいと思います。

まず民間委託の拡大でございますけれど、市町村の職員の確保が難しいというような問題がございましたので、その負担軽減を図るために民間委託できる部分を拡大しようということで、新しい制度を作ったということでございます。具体的には、従来市町村職員がやっていた工程管理ですとか、検査の部分を相当量委託できるという形にしております。制度としては、国土調査法10条2項の新設ということになります。

実績でございますけれど、平成24年度は15市町村、平成25年度は29市町村で導入されておまして、導入した市町村に伺いますと、負担の軽減が図れたと伺っているところでございます。

今後の課題といたしましては、導入している市町村では、そのことによって本当に調査面積が拡大しているのかといったことの把握、それから、導入していない市町村については、なぜ導入しづらいのかといったようなことを把握していくということが課題になるのかなと思っております。

続きまして、6ページでございますが、立会の弾力化ということでございます。地籍調査については、地権者の方に立会いをしていただいて境界の確認をするということが原則になっておまして、そうしますと、所有者が不明の場合はどうしても筆界未定になってしまうといったような問題がございましたので、しっかりした客観的な資料があって、法務局のほうも了解しているということであれば、筆界未定としないというような制度をつくったということでございます。具体的には、作業準則の30条3項の新設ということになります。

次のページをご覧くださいますと、抽出調査をしております。そういう中で、従来でしたら所有者不明で筆界未定になってしまうような筆の58%で筆界の確認ができたというような状況でございます。

今後は、残りの42%がなぜ境界確定できなかったのかといったようなことの原因の把握をしていくことが課題かなと考えております。

それから、次のページをお願いいたします。新技術の導入ということでございますけれど、農地などの上空の視界が開けた調査区域では、ネットワーク型RTK-GPSなどを

活用して効率的な調査ができるような状況になってまいりましたので、準則を改正しまして、地籍調査でも適用できるようにしたということでございます。24年度までの実績を見ますと、4市町村でそういった実績がございます。

今後は、もう少し市町村の職員の方に馴染んでいただく必要があるのかなということで、例えばもう少しわかりやすい手引書みたいなものを整備していくということが一つ考えられるのかなと思っております。

次のページは、その作業の例示でございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思いますが、予算の確保という点でございます。第5次の計画の後半の時期にあっては、予算が減少傾向にあったと。これは市町村のニーズを反映してということになりますが、6次に入りまして、市町村の要望が増えてきているということで、我々としても予算の確保に努めているという状況でございます。

次のページをご覧いただきたいと思いますが、水色で示しているのが当初予算でございます。なかなか伸ばすのが難しい状況になっております。濃い青で示した部分が、補正予算ですとか、特別な予算枠ということになるわけでございますが、そういったところで何とか補っているというところでございます。今後もやはりこういった予算の確保というのが極めて重要な課題になってくるのかなと思っております。

それから、次のページ、12ページでございますが、国民にわかりやすい指標で表示するというのもいたしました。これは面積表示だけではなくて進捗率でも表示するという形で行っておりますが、これは一定程度わかりやすさというのは改善されているのかなと思っておりますが、一方で、分母となる対象面積の中に緊急度がそれほど高くないのではないのかなと思われるような部分も相当入ってまして、いわば分母が過大になっているのかなと、そういうことが課題ではないかなと思っております。

次に、基本調査についてご説明をいたしたいと思っております。14ページをご覧いただきたいと思いますが、都市部での地籍調査の遅れというのが問題になっておりまして、その解消のために、地籍調査の前段となります官民の境界の調査を国が直轄で実施して市町村の負担を軽減するというようなことをいたしているわけでございます。

具体的な流れとしましては、15ページにございますように、赤で示した部分が国の直轄調査で実施するところということでございます。一筆地調査の素図の作成までをいたします、立会はいたしませんというような仕分けになっておるわけでございます。

実施状況でございますが、16ページをご覧いただきたいと思いますが、3カ年で20%

程度を実施してきております。災害への備えとしても推進するなど、一定の成果を収めてきていると思っておりますが、今後は災害への備えとしてどのように重点化をしていくのかということ、特にやはり津波の災害があった場合は、現地での境界の目印が失われてしまいますので、そういったものを現地の地図を残しておく、あるいは座標データを残しておくということが大変緊急な課題になっているかと思っておりますので、そういったことに国の直轄の調査でどういうふうに対応していくのかということが大変大きな課題ではないかと思っております。

17ページのほうは、予算について示しております。当初予算が減少傾向でして、これを補正予算などで何とか補っているといった状況でございます。

次に、山村境界基本調査というものでございます。山村部での地籍調査の遅れというものも大変問題になっておまして、そういう中で、やはり高齢化、過疎化といったものが進んでおまして、現地がわかる人がどんどんいなくなっているということでございますので、今のうちに現地に詳しい方に境界を教えていただいて、図面なり、座標なりを残していくといったことが大変重要なのかなということで、これを国が直轄で調査していくといったようなことをいたしております。これも、都市部官民境界基本調査と同様に、19ページに示しておりますが、素図の作成までを国がいたしまして、立会を行わないというような段階までの調査ということになっております。

実施状況でございますが、20ページをご覧くださいと思います。3カ年で計画の12%を実施したという状況でございます。こちらの調査についてはまだ実施例が少ないわけでございますが、一定の成果があったのではないかと思っております。ただ、実施した現地の状況を見ますと、下草の繁茂などが大変旺盛だということで、もう少し時間がたつに連れて、せっかく設置した境界の杭を再度探し出すのが大変な状況になってくるのではないかなと見受けられますので、できるだけ早く地籍調査に移行したほうがいいのではないかなというような問題意識を持っております。

そういう観点からしますと、別途林業施業の観点から筆界確認をする事業が予定されていると聞いておりますので、そういったところと連携して調査を進めていくということが一つ効果があるのかなと思っております。

前のページでいいますと、この黄色くなっています立会のところを林業施業のほうの事業で補っていくと、あわせて、地籍調査の促進につなげるといったような格好でございます。

もう一つ重要なのは、より効率的な調査手法についてもさらに検討していく必要があるのかなと思っております。

次のページには、予算の状況を示しておりますが、直近の予算案では大変予算が削られているといったような状況でございます。

続きまして、未着手・休止市町村の解消ということについてご説明をさせていただきます。これは23ページをご覧いただきたいんですが、十箇年計画の当初の段階では、604の市町村が未着手・休止になっておりましたが、現段階では525でございます。解消というところまでは至っておりませんが、79の市町村が調査に着手をしているということでございます。さらに、今のところ調査したところでは、86の市町村で着手の意思があると伺っております。残り439ということになりますが、その理由をここに分類してございますが、市町村で例えば独自の再調査をしているとか、いろいろ特殊な事情を抱えている市町村が4割程度ございます。そのほか、市町村の予算ですとか、人員が足りないんだという理由だけでやっていない市町村が3割ぐらい。市町村の予算も足りないし、都道府県の予算も足りないというところが3割といったような状況になっております。今後については、こういった事情に応じた対応が必要なのかなということで、次のページに整理をしておるわけでございます。

その前に、24ページで、これまでの国の取り組みというのをご紹介させていただきたいんですが、国といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、国直轄の基本調査で支援するとか、そういった形の市町村の負担軽減対策といったようなもの、あるいは国から直接的に働きかけをしていくというような取り組み、それから、PRなど国民理解の醸成といったことをかなり精力的にやってきております。

次のページをご覧いただきたいんですが、先ほど申しましたように、着手再開の意思のある市町村ですとか、あるいは市町村の予算だけが問題なんだと言っているようなところに対しては、国、県でしっかりと働きかけなり、支援をしていくということが重要なかなと思っております。他方、都道府県のほうの予算に制約があるという地域に対しては、これは大変難しい問題ではあると思うんですが、やはり予算増加についてお願いをしていくということが必要かなと思っております。それから、特殊事情を抱える市町村については、市町村独自でその解決にまずは取り組んでいただくというのが先決ではないかと思っているところでございます。

続きまして、国土調査以外の測量・調査成果の活用という点でございます。27ページ

をご覧いただきたいと思いますが、国土調査と同程度の精度・正確さがある調査については、地籍調査と同等に扱えるというようなことがございます。これは国土調査法19条5項の指定ということになりますが、こういったものをもっと積極的に取り入れていくべきであるということが計画に盛り込まれているということでございます。これにつきましては、まずは測量を実施された方が申請をしてきていただくということが前提になりますので、それを促進するというような意味から、これまでの取り組みのところに書いてございますが、そういった測量に対する助成の制度を設けたと、あるいは申請手続に関するマニュアルを作成したといったようなことをやるやっております。そういった結果、3カ年で241平方キロを指定したというような状況になっております。

もう少し具体的に言いますと、28ページでございますが、このグラフの中にあります青い部分は、農地の区画整理ですとか、そういったような種類のものでございまして、これまでも相当な実績があるということでございます。今ターゲットを当てていますのは、赤い部分ですね、民間の開発ですとか、そういったところをいかに増やしていくのかということが大きな課題ではないかと思っております。そういった部分、民間の開発に係る調査・測量ですとか、そういったものは今どのように存在しているのか、それが十分把握できていませんので、まずはそういった実態を把握することが重要であり、また、その上で、なぜもう少し順調に申請がされてこないのかといったようなことの分析をするのが重要なかなと思っております。

続きまして、基準点の設置でございます。31ページをご覧いただきたいと思いますが、これは地籍調査を実施するための基準点を設置するというので、計画では8,400点ということになっておりまして、3カ年でそのうちの20%程度を実施してきたということでございます。

今後は、電子基準点を活用するというようなことができると思っておりますので、近々新たな基準点の設置が必要なくなるのではないかと思っております。ただ、そこに至る過渡的な段階で地域ごとに技術的に対応できるのかどうかといったようなことについて十分お聞きをして、丁寧に対応していくことが重要なかなと思っております。地籍調査については以上でございます。

【国土情報課長】引き続きまして、土地分類調査の実施状況につきましてご説明をさせていただきます。次の資料3-(2)という資料でございます。

まず1枚めくっていただきまして、1ページですが、十箇年計画の計画目標と実施状況

でございます。計画では18,000平方キロメートルとなっておりますけれども、3年間で10,953平方キロメートル、61%の実施ということでございます。

次の2ページですけれども、その実施状況です。まず土地履歴調査自体、平成21年の報告書のご指摘を受けまして、新しく開始した調査でございますけれども、それを実施したということで、対象地域を人口集中地区及びその周辺部18,000平方キロメートルとしております。具体的には三大都市圏の主要部、それから地方の主要都市ということで、人口30万人以上の県庁所在地を対象に、調査を計画的にやっております。

実績のところですが、平成22年に東京・神奈川の首都圏、23年に首都圏と中部圏、それから24年に近畿圏ということでやってきておりまして、この後、今年度ですが、さらに近畿圏を実施しているというところでございます。

課題のところですが、こうした形で現在のところ三大都市圏を大体完了してきているという状況でございますけれども、今後地方都市、県庁所在地がかなり散在した状況になりますけれども、ここを効率的に調査を実施していくというのが課題であるということで考えております。

それから、めくっていただきまして、3ページですが、土地分類調査成果の提供方法の充実ということでございます。これは平成21年の報告書で、こういった形でインターネットの利用や成果物のGISデータ化など、提供方法の充実を図るということでご指摘を受けた部分でございます。ここにつきましては、ホームページを平成22年に改良いたしまして、メニューの改良、それから閲覧ソフトも、かなり重いデータですが、軽く動くような、そういったソフトを導入しております。また、土地履歴調査の成果についても、順次公開してきているということでございます。また、その調査成果物につきましては、従前既存の土地履歴調査の成果も含めまして、高解像度画像、それからGISデータの形式の提供といったものを行ってきております。

課題といたしましては、引き続きこうした提供方法の充実、利活用の促進を進めていくということが課題であると考えております。以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、国土調査の実施状況ということでご説明をいただきました。これから1時間ぐらいを使って、これについて皆様からのご質問等をお受けしながら議論をしていきたいと思っております。時間が十分ございますので、どのような観点、あるいは内容でも結構ですので、ご意見、ご質問を賜ればと思います。いかがでございましょうか。

それでは、私からしょっぱなで恐縮ですが、1点確認しておきたいことがあるんですが、地籍調査のほうの1ページでございますけれども、十箇年計画の計画目標と、当初の3年間での実績というものが表で整理されていますが、この中で国土調査以外の成果の活用ということで約1,500平方キロということですが、これはゴシックというか、太字になっていませんけれども、これは全体の21,000平方キロに入っているという理解でよろしいんですか。

【地籍整備課長】 いえ、入っておりません。

【清水委員長】 これは入っていないですか。

【地籍整備課長】 はい、別です。

【清水委員長】 ということは、国民からすれば、どのような法律に基づく調査であろうが、境界、筆界が明確になっているということが大変重要ですので、この3,174プラス241がこの3年間で進んだとこういう理解をすればよろしいんですね。

【地籍整備課長】 そうでございます。

【清水委員長】 はい、わかりました。そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【渡邊委員】 渡邊です。ちょっと予算の関係でお伺いしたいんですが、まず今の進捗率15.1%という話なんですが、済みません、素人で申しわけないんですが、これは単純に予算を倍増すれば計画の達成ができるのか。つまり、そこにネックがあるのか、いや、そうじゃなくて、それ以外にもネックがあって、予算が倍増されてもそれは無理なんですかということかどうかというのをちょっとお伺いしたいということです。

【地籍整備課長】 それでは、その点についてお答えいたしますけれど、やはり市町村の職員が現地に行っているいろいろな確認をしたりというようなことがございますので、そういったマンパワー的なものが一気に倍というのはなかなか難しいのかなという気がしております。今700以上の市町村で実施をしておるわけですけど、担当している職員が大体そういう中で2,000人以上いますが、今やっている量がかなり手いっぱいという状況だと思っておりますので、そういった人的な拡充なり、あるいは外注をして、外注するほうの方々の人的なストックといいますか、そういったものが少し拡大されていけばもう少し仕事ができるかもしれませんけれども、漸増はできると思いますが、一気に2倍というのはなかなか難しいと思います。

【渡邊委員】 今の特に民間の活用の拡大、私、どの部分がどういうふうに活用できるのかというのは必ずしもよくわからないんですが、基本的に直轄調査をやった部分の残り

の立会の部分ですね、一筆調査の部分で外注ができますよという制度になっているわけですね。そうすると、もしそういう形でできるのであれば、地方団体の業務というのはかなり軽減されると思いますし、それから、直轄調査をもう少し増やしてもいいような気がするんですけども、そういった形で市町村がやるべき部分というのが減っていきけるのか、その辺をかなりやれば、今のようなお話というのはいかかしの部分で解決できるのか、市町村の職員には恐らくなかなか、特に未着手の市町村というのは、ノウハウがないんじゃないかと思うんですね。だから、これ、やる気の問題というのものもあるかもしれませんが、やはりそういうマンパワーの問題、例えば百人とか、百何十人しか市町村の役場に職員がいないところで3人も出せとか言っても、非常に苦しい状況になるわけですよ。だから、そういう意味でいうと、まさに外注、民間活力活用というのは非常に重要だと思うんですけども、そういうことをやっていくことによってかなりの程度、予算の確保が、2倍とは言わないにしても、かなりの部分確保できれば、これの計画の達成に向けてかなり近づいていきけるのかどうかですね。ずっと今まで地籍調査を見てきても、ほとんど計画の半分ぐらいしかできないとか、それに安住と言っては失礼ですけども、それでしようがないんじゃないかという感じで来ているようなふうに、ちょっと済みません、素人で申しわけないんですが、見えてしまうんで、特に市町村の負担軽減の部分をしっかりやっていくことによって、その予算確保と相まって何とかならないかなというのが、ちょっと私の感覚です。

【地籍整備課国土調査企画官】 済みません、補足させていただきますと、結論的なことから申しますと、予算がネックになっているわけではないということがまず言えるかと思えます。地籍調査は主に市町村が実施するんですけども、毎年各市町村がことしこれだけのところをしたいというのを県のほうに出しまして、県のほうがまとめて、それを当方のほうに持ってくるといったような仕組みになっておるんですけども、そのときに、いや、うちの予算がないからこの部分はやめてくれということは、今まで基本的には言っておりません。そうすると、やっぱり各県、あるいは各市町村が、自分のところで今年これだけやるというのが今現在精いっぱいとなっております、それが先ほど申したとおりマンパワーの問題等になってくるかと思えます。実際市町村に対して、例えばそういった外注できる範囲を増やす等にして、市町村がより進めやすくするような仕組みをいろいろ考えておるんですけども、一方で、必ずしも全部が全部外注できるわけではございませんし、やはり土地の話となりますと、各地域の住民の方はいろいろセンシティブな面もご

ざいますので、そうすると、市町村の職員の方は担当1人とか2人とか、そういうところが多かったりするんですけども、そういった方ができる範囲は年間限られてくるというのが現状となっております。そういった中でも、外注すべき範囲を増やすとか、あるいは地籍調査以外の民間の成果を生かすとか、そういうことも進めていきたいと思っております。実際ここ2、3年は、地方公共団体からの要望も少し増えておりまして、そういう意味では今後必要となる予算も少し増えていくかもしれませんけれども、それが一気に2倍、3倍になるというわけではまだないといった状況です。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。現在こういう理解でいいんですか。やりたい自治体でマンパワーも自分で用意する、それは公務員方、職員の方だということですね。そういう状況であれば、我が町は自分でやりたいと、職員の方も2名ぐらいは手当てしますよと、ぜひやってみたいというところが、そういう自治体が、予算がないがためにあきらめるといった状態はないとこういう理解でいいんですか。やる気とマンパワーさえその地元で用意すれば予算はあると、こういう理解でよろしいんですか。

【地籍整備課長】 国の予算のほうは、潤沢とは言わないんですけど、そこそこ頑張っ確保しているんですけど、国に要望が上がってくる段階で、各県のところが制限を設けている場合もありますので、その辺は我々のほうがつぶさに状況がわかっているというわけではないんですけど、もしかすると市町村の段階で十分予算がついていないとおっしゃるところもあるかもしれないです。

【清水委員長】 そういうふうに思っていらっしゃるところがあるというのがすごく問題なんだろうと思うんですね。やる気さえあればやれますよと、そういう予算は用意されていますよという雰囲気を作っていくというのが大事なんだろうと思うんですけども。そのほか。そはい、お願いいたします。

【中林委員】 今の予算のことは、私も非常に痛いところでございますけれども、参考資料の1の6ページ目で、地籍調査の費用負担というのがあって、特別交付税で交付されるのを除くと都道府県も実質5%、市町村も実質5%、この5%分の負担を平成26年度概算で集計すると109億円ぐらいであると。これ実施自治体が幾つと見ればいいのかわからないんですが、例えば100だとみると、平均すると1億円ですよ。県で5,000万円、市町村で5,000万円、市町村の数はもっと多いとすると、そんな大した額とは私は思えなくて、むしろやる気があれば予算的には十分組めるぐらいの額という意味で、今、委員長がおっしゃったように、いかにやる気を出させるというか、やる気を

出すかということが大きな課題であろうかと、私も思っています。地籍調査というのは何のためにやるのかということで、財産保全ということもありましたけれども、最近地籍調査したら面積が縮んでしまいましたというところもないわけではないという実例を知っていますけれども、基本的には縄伸びで面積が増えるわけですね、多くは。ということは、固定資産税が増額されるわけですので、何年見るかによりますけれども、若干の負担というのは、ある意味では固定資産税の税収増によっても還元できると。そこをもう少し、これは土地所有者というか、納税者にそれをあまり言うと、太閤検地じゃないですけども、嫌だと言って絶対反対されるわけですけども、自治体側から見ると、財産保全その他社会的な目的と同時に、固定資産税の税収というようなことについても、伝え方が難しいんですが、伝えることというのは、やる気を出す、あるいは今負担するんだけれども、それはきちんと取り戻せるのだということを全体イメージとして示していくことが大事なかと私は常々思っていたんですけども、それが1点。これは質問というよりも意見です。

引き続いてよろしいでしょうか。

【清水委員長】 はい、お願いします。

【中林委員】 資料3-(1)の12ページのところで、ほかにも出てくるんですけども、進捗率。従来地籍調査等の進捗率というのは面積でやられてきたと理解していいのかと思うんですけども、もしこれを、地籍調査をした筆数で見たときにどうなるんだろうか。例えば都市部というのがどうしても進捗率が上がらないのは、件数に対して一筆の面積が圧倒的に狭いので、多分費用はかけても進捗率が上がらないと見られてしまうのだと思うんですが、例えばきちんと面積をすることで、さきの固定資産税じゃないですけども、整理をした成果であるというふうに見ると、例えば筆数で何筆やったのかということも、私は、行政側から見ると重要な進捗率ではないかなと思います。D I Dという人口集中地区、市街地というのは特に筆数で見てあげると、頑張り具合というのを評価してあげられるんじゃないかなと思いますというのが1点です。

それから、先ほどの余り大した額ではないと言いつつ、それでもかなり国の負担がふえるわけですけども、そのときに、この費用というのは、面積で出てくるものなのか、筆数で出てくるものなのか、それが私には全くわからないんですね。普通ですと、境界を決めてそれを測るということですから、境界の延べ延長が一番効くのか、あるいは一辺というか、測量する一辺当たりで何辺やったのかということが効くのか、そうすると、面積よりも筆数のほうが費用に大きく関わってくるんじゃないか。とすると、もう少し筆で地籍

調査の実績を評価するというような見方もあり得るのではないかなという点があるかなというところで、これはちょっとご意見を承れば承りたいなというところです。

それから、もう1点、これも質問なんですけれども、本格的な地籍等を始める前に、国のほうで境界基本調査をやろうと。これは、その費用全体を見たときに、境界基本調査をまず別にやって、それから市町村が地籍調査をやる場合の費用負担と、境界調査を含めた地籍調査を丸々一発でやってしまう場合とで、予算の合理的な使い方という意味でいくと、どんな違いがあるんだろうかと。もし境界基本調査をやっておいたほうが、自治体が行う地籍調査は少し費用が安くできるんですということであれば、そこも自治体に対して地籍調査をやる上での一つのモチベーションになるかなとも思いますし、逆に、そうなる、国がどんどん境界調査を進めていく費用を工夫して進めていくことがかなり大きなエンジンになるんじゃないかなともちょっと感じたわけなんですけれども、その点もまたちょっと教えていただければと思います。以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

【中山委員】 今の関連でよろしいですか。

【清水委員長】 はい、どうぞ。

【中山委員】 今、中林先生のほうから質問がありました2番目の筆数、これについてのいわゆる対応、筆数が多くなれば当然筆界点も多くなるわけですから、それに対する予算的な面もかなり違ってくるのではないかなということと、それに対応するいわゆる人員ですね、その手当て的なものがどうなのかなということと、私、中林先生とまるっきり同じことを言いたいんですけれども。ただ、この資料の中で出ています、いわゆる未着手・休止市町村の解消についての説明の中で、例えばこの筆数であれば、市町村の職員が何名ぐらいの対応でどの程度できますというか、そういうような指針というか、指標といいますか、目標値的なものも国土交通省のほうで作られて、説明の中で市町村へそういうPR・啓発をしていらっしゃるのかどうか、そこら辺の予算の使い方とあわせて、関連ですが、教えていただければありがたいなと思います。以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。大変重要なご指摘をたくさんいただきましたので、今お答えできる点をまずはさっと回答していただいて、それ以外については次回にもうちょっと細かな話で回答いただくという形でも結構ですので、よろしく願いいたします。

【地籍整備課長】 それでは、今お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思い

ますが、まず最初に、地籍調査をすると縄延びや何かがあった分の解消で増収になるんじゃないかということについては、一般的にはそういう傾向にあると思います。先ほどの資料にもあるかと思いますが、全体としては2割なり何なり面積が増えておりますので。ただ、土地の価格との関係もありまして、林地や何かですと余りその効果が大きくないと思います。それから、都会部分ですと、増収はかなり見込める場合が多いんじゃないかと思いますが。また、手間のほうが非常にかかって、手間というのは、お金もかかるんですけど、やっぱり権利関係が非常にぎくしゃくしているようなところについてはなかなか進みづらいというのも実態だと思います。

それから、それにかかる経費がそんなに大きくないんじゃないかというお話がありました。5%負担ですけど、一応調査そのものにかかる話だけをここに書いてございますけれど、その前段の部分は補助の対象になっていないのと、それから、市町村の負担としては、当然人件費は丸々市町村負担になっておりますのと、調査を終わった後のいろいろなフォローアップが、私拝見していると、いろいろな苦情があったり、そういったことの対応が相当大変といたしますか、市町村として覚悟しないと踏み出せないのかなという感じは受けております。

それから、進捗率について筆で考えたらどうかということについては、これは大変示唆に富んだお話ではないかと思っております。我々のほうも地帯区分があつて、筆数が多いところ、森林のように少ないところで、ある程度調査の仕方を、積算なり、いろいろな形で仕分けはしておりますが、進捗率について筆でカウントしていくというのは、今ちょっと具体的な方向は言えないですけど、十分我々として検討していくべき話ではないかなという気がいたします。

それから、基本調査と実際の地籍調査との関連ですが、これは当然前段の部分を直轄でやっておきますと、その後続の部分が大幅軽減されますので、市町村にとっては大幅節減につながるということで、そういう観点からも、最近非常に基本調査をやってほしいという声も強くなっているという状況であります。

それから、筆数と職員の必要人数というのは、これはなかなか我々としても具体的に把握しておりませんが、むしろ市町村の実態を見てみますと、実施している市町村では、2人ないし3人ぐらい配置しているケースが多くて、そういう人たちができる面積をやっているというような、筆数との関係というよりは、市町村の職員の中での人材配置の問題として、二、三人というのが標準的なところ、それから、特別ものすごく力を入れている市

町村もあるんですね。そういうところはもう10人配置したりしておりますけれど、それはやはり調査の量自体が多いというようなところでして、ちょっと筆数との関係では、我々今把握はしていません。といったようなところでよろしいですか。

【清水委員長】 多分費用ですから、面積か筆数両方に比例的な関係があるんでしょうけれど。確かにそういう数字って、余り見たことないですね。大体どのぐらいの、目安として概算どのぐらいの費用がかかるのかなどというのは、当然ぱっと出るはずなんですよ。

【地籍整備課長】 ある程度積算の体系がございまして、担当のほうから詳しく。

【檜山地籍整備課課長補佐】 地籍整備課の檜山でございます。積算の関係になるんですけれども、基本的にはどの地区でも1平方キロ当たりの歩掛というのが基本になっております。それによって各地区の平均的な筆数等で、単位面積当たりの筆数の補正をかけて積算をしていきますので、面積と筆数によって地籍調査の測定の単価が算出されていくということになります。済みません、それ以上詳しいことは、ちょっと今の段階では。

【清水委員長】 ですから、大まかにですけれども、そういう換算するような手立はあるということですよ。官民境界調査ですが、私が思うのは、本当啓蒙効果というのはものすごく大きいかなと思うんですね。そういう問題がこの我が町にあるのだと、国が官民の境界は調べてくれている、要はパイが決まったと、じゃあ、その後どうやって自分たちで境界を確認というか、明確にしていけばいいのかという機運が高まってくるという啓蒙効果は絶大かなという気がしていますけれども。はい、どうぞ。

【中林委員】 ありがとうございます。今のお話を聞きながら、2つちょっと感じたことがあって、1つは、様々な諸費用が、いわゆる実質直接経費以外にかかるんだということを含めて、モデル自治体というか、地籍調査を一生懸命やってこんなふうになりましたというようなモデル自治体のケースで、なるべく自治側から見たときにはこういうこともかかって、こういうこともかかって、でも、国からこれぐらい来て、税金も例えば10年でどれぐらい増えてみたいの、何かモデル自治体で地籍調査をやると、こういうことがプラスマイナスを含めてあるんですよというような事例がもし作られれば、相当のPR効果を持ち得るかなと、そんなに都合よくできるかどうかわかりませんが、感じました。これは恐らく一般市民に対しても、地籍調査ということに対して新しい目を開いてもらうきっかけにもなるのではないかなと。つまり、自治体が地区に入って地籍調査というのを説明するときにも、こういうことによってということを、さっきのお金の話がちょっとあれ

ですけど、書き方は難しいですけど、示すようなモデルケースみたいなパンフレットが作られるといいのかなというのが1点。

それから、もう一つは、諸掛りいろいろあって、こんなに費用が実はかかるんですけど、手間も暇も、お金だけではなくて時間も、煩雑な事務がこんなにあるんですけどということなんです。だから、実はやらなきゃいけないだと私は思うんです。つまり、災害で被災した自治体が何に困っているかという、その時間をかけてやるべき様々な手続を、ある一定の短期間のうちに復興へ向けてやらざるを得ないと、そこがもうとんでもなく大変な事態になっているわけですから、災害時を前提に地籍調査をやることの重要性というのは、まさにそのところを説明していくとか、わかっていることかもしれませんが、説明していくことではないかなと。さらに言えば、首都直下地震、あるいは南海トラフで新しい特措法ができて、区域の設定等がされて、かつては強化推進地域だったわけですけども、そういう地域で、その災害を前提とした取り組みの場合に、少し前倒しをするという意味では、その補助の仕方も、特別措置的な期間限定で少し前倒しで補正をすると。ただし、ここはそういう災害の切迫条件があるんだからということで取り組みを進めていってあげると、災害へ向けての地籍調査のさらなる一歩というのが後から押せるのではないかなと、そんなふうに思いました。

【清水委員長】 ありがとうございます。それでは、これまでまだご意見を賜っていない委員の皆様からご意見をいただければと思うんですが。山協委員どうぞ。

【山協委員】 ご報告いただいて感じたことは、第5次の十箇年計画の取りまとめの提言している内容を生かしていただいて、いろんな制度を取り入れていただいているということがよくわかりました。ただ、新しく始まっている制度がどの程度周知されているのかなというのが1つ疑問に思ったところです。

まず資料3-(1)の5ページのところの国土調査法第10条第2項を新設していただいたというところですけども、これも最初私も法が新設されたときにどのようになっていくのかなというのが、どうやって進めていくのかがなかなか想像がつかなかったんですが、今報告いただいていると、24年度に15市町村、25年度には29市町村がもうその制度を取り入れてやっておられるということ、これについても、先ほど中林委員からお話があったように、やっぱりモデル的なものですね、こういうふうに進めて、こういう形でやっていかれましたというようなものがあると、今まだ未着手のところの市町村の方々は、より着手しやすいでしょうし、そういう方法もあるんだと、意外と簡単にできる

んだというようなことをご理解いただければ、着手していただける可能性があるのではないかとことを思いました。

それから、27ページですか、19条5項のところですけども、こちら申請手順のマニュアルを作成していただいて努力していただいているし、既に実績もあるようなんですけども、こちらやはり最後のほうで、29ページで紹介していただいているところですけども、土地家屋調査士法人が行っている山口県の例ですね。場所を特定してしまうと、ある程度制約が生じるのかもしれませんが、デフォルメした形でもいいかと思しますので、こういう事例を、もう少し詳しい事例ですね、どのように進めたというようにところをまとめていただいて示していただくと、やはりこの制度を活用してやってみようと、せつかくある補助の制度を利用してみようと思う実施者の方も増えるかなと思います。

それと、1つ、ここではスケジュールをみると、25年10月に補助金交付決定、26年3月に申請予定となっていますけれども、これはかつかつかなという、日程的に年度内に申請しなければいけないようにもお聞きしていますので、そうすると補助金を申請する日程というのがどうしても前年の10月ぐらいまでになってしまうのかなという気もしています。予算の関係もあると思うんですけども、測量の必要性というのは1年の期間に限らずいろいろ出てきますので、その辺の柔軟な対応があればなと感じました。

【清水委員長】 ありがとうございます。

【地籍整備課長】 ありがとうございます。いろいろな事例なりの紹介ということについては、できるだけわかりやすいものを我々としても集めて、いろいろな形で紹介していきたいと思っております。

それから、日程的な話については、いろいろな方からやっぱり大変なんだというお話を伺っておりますが、これはなかなか難しい面もありまして、どういう形で改善できるかわかりませんが、ちょっと内部で検討はしてみたいと思います。

【清水委員長】 よろしくお願ひします。そのほかご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ山野目委員。

【山野目委員】 お尋ねではなくて意見を申し述べさせていただきます。事務当局からのご説明がありました中で、資料3-(1)に基づいて、ここが本日の議題の一番中心的な部分であります。地籍整備課長から十箇年計画に基づく地籍調査を初めとする国土調査の進捗状況についてご紹介があり、その冒頭で、進捗率というのでしょうか、率ないし

量という数字の面での観点から見たときには、状況は深刻というか、悲観的というか、余り褒められたものだとはいえない、批判があるのではないかというお話がありました。そこはそのとおりであると感じますし、ここにいる私も含めて委員も、国土交通省はけしからんじゃないかということを使う立場ではなくて、今般の十箇年計画を策定するに当たっての元になる所見を国土審議会を通じて出した立場にあるものでありますから、等しくこの深刻な状況を受けとめなければならないということも、改めて感じました。ただし、それと同時に、私が説明を承っていて、あわせて強く感じたことは、そのような数字の面での褒められた状況ではないという現状はありますけれども、目を転じますと、十箇年計画と、それに向けての検討の中で、様々なツールを用意し、また、進めようとしている地籍調査のあり方について、質の面でのいろいろな検討の深化もあつたものであります。本日、資料3-（1）でご説明をいただいた範囲でも、話題になっております10条2項の問題であるとか、立会の弾力化の工夫をしているとか、ネットワーク型RTK-GPSの技法による測定の導入であるとかというような工夫が積み重ねられております。量というか、数字の問題とはまた別に、このような質の面といいますか、ツールの活用の深化の面でもさらなる検討をしていかなければならないということは、決して私たちとして気が殺がれてよいことではないであろうと考えます。そのような観点から、資料の3-（1）の4ページでございますけれども、この4ページでのご説明などを拝見しておりますと、幾つか感じるがございます。例えばDID地区においては、権利意識が鋭敏であつて、そのようなことも一つの要因になつて、なかなか進捗しないというお話をいただいておりますけれども、これはまさにうそではなくて、そのとおりであると思います。ただし、権利意識が鋭敏であるというその事象は、私たちとしては、それは中立的に受けとめなければならない事象であつて、権利意識が鋭敏なことは妨げになっているかもしれませんが、街に住んでいる人たちに対して、あなた方は権利意識を弱めなさいと言うわけにはいかないのであつて、弱めていただくと地籍調査が進みますから、ということをする立場には、私たちはいないわけで、そうすると、権利意識の点はそうであるということをお心といたしますか、中立に受けとめた上で、さらにいろいろな工夫をしていかなければならないことでしょう。

また、同じページにお話が出ている立会の弾力化というようなソフトの手法を組み合わせていくといったことは、対処として十分に考えられるところであると感じます。もっとも、それと同時に私が感じますことは、立会の弾力化ということは、工夫された手法では

ありますし、現状においては、ご紹介があったように登記所との事前ないし並行した協議等、慎重な手順で行われているものでありますから、これはこれとして評価すべきでありますけれども、限界というか、問題点もあるものと思います。ご案内のとおり、地籍図は登記所に送られて不動産登記法14条1項の地図になるものであります。弾力化というのは、場合によっては不適切に運用されて、制度のよろしくない側面、あるいは信頼性の面で少し問題のあるような地籍図に結果としてなってしまうものが登記所に送られて、法務省側の通達上出されている取扱いの見解に基づいてそれが拒まれたり、あるいはそこをすり抜けてしまって万が一にも地図として備えつけられたりするということになりますと、非常に問題が大きいのではないかと感じます。そういった危惧をどの程度強調したらいいかわかりませんが、危惧が全くないものではないということを考えますと、立会の弾力化というソフトの手法と、地籍調査というハードの手法を組み合わせるということは引き続き行われていくべきでありますとともに、もともと不動産登記法には123条以下に筆界特定という、それ自体としてはハードな手法が用意されています。このハードの手法と、地籍調査という、これもまたハードの手法とを組み合わせるという少し難度の高い制度設計が要請される局面ではありますけれども、そういうことも今後はあきらめないで考えていかなければならないのではないかと感じます。現在開かれている国会の審議におきましても、地籍調査は、被災地の復興、さらには防災や減災も念頭に置いた観点での意義如何ということをお問われて、極めて重要な制度であるということが明らかにされているところであります。それは誠にもっともなことではないかと感じます。今回、委員会の開催回数がそれほど多いものではありませんけれども、今のような問題意識を私としては抱いているものですから、すこし自分なりに勉強してみないとわかりませんが、できれば次回の委員会くらいまでに、そのような観点からどういうアイデアがあり得るであろうかということについても所見を出させていただきたいと感じている部分がございます。意見としてお伝えさせていただきたいと思いました。以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。何かご意見ございますか。

【地籍整備課長】 筆界特定との組み合わせと申しますか、我々としても非常に重要なテーマだと思いますので、いろいろご指導をいただければありがたいと思います。

【清水委員長】 大変重要なことであろうかと思っておりますので、山野目先生、次回は4月でございますけれども、よろしいでしょうか。

【山野目委員】 一所懸命に準備をいたします。

【清水委員長】 恐縮でございます。よろしく願いいたします。そのほか、ご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

【阿子島委員】 土地分類調査についてよろしいですか。

【清水委員長】 はい、お願いします。

【阿子島委員】 資料の3-(2)ですが、2011年震災の地盤災害、丘陵宅造地が滑るというのと低地の地盤液状化があった後、一般市民が図書館に行って古い地図を探ることがふえたという話がたくさんありますね。そういう点で、この土地の履歴調査はかなり意識されるようになったと思います。おかげさまで進捗状況も良いのですが、これが本当に使い勝手がいいのか、ユーザーが自分の土地を探すときに使える、あるいは不動産取引のときに説明資料になるか、その辺も重要なことではないかと思います。この中間見直しの時期のうちなのか、10年目でもよろしいのですが、どう利活用されて、どういう改良点が必要かというのをぜひまとめていただければと思っております。10年かけて調査だけで終わるということではないということで、ぜひお願いします。

【清水委員長】 これについてはいかがですか。

【国土情報課長】 活用事例ということですが、今回といいますか、調査をこれまで実施してきた地域の自治体なんかについてヒアリングをしました。静岡市とか宮城県なんですけれども、宮城県などでは、やはりご指摘のように、まずは震災想定ハザードマップとか、いろいろ自治体の取り組みの中でこういったものを活用できるんじゃないかという感じもいただいておりますし、また、宮城県で復旧・復興事業に関連した用地買収、こんなものでも活用していると、あるいはできるというような前向きなご意見というのをいただいております。そのほか、事例的に幾つか当たったところでも、やはり都市計画で使っているとか、あるいは大学での研究、建物被害と地形の関係の分析とか、そういったあたりでも活用されているような事例もあるようです。また、データをダウンロードするときに、いろいろアンケートをとったりしているんですけれども、その中で民間の方で使っている例、あるいはコンサルティングで使っている例等もありますので、そういった例としてはいろいろあると思いますが、実は定量的にどのくらいかというのはまだ把握していないんですけれども、そのような状況でございます。

【清水委員長】 先日ちょっと違う場で申し上げましたけれども、国土地理院が地理院マップというのを今つくられていて、いろんな主題図、地形図をレイヤーで重ねられるようにして公開する、グーグルマップとかヤフーマップと同様な概念で、地理院マップ

とか地理院地図と呼んでいますが、若干所管は違いますけれども、そういうのとタイアップして公開していく、違う地理情報と比べて見ることによって意義が出ますので、そういうことも重要だと思います。あと一般の方がわからないのは地理院が土地条件図というのをつくっていらっしゃるの、それと国土調査でつくられている資料とが一体どういうように違うのかとか、そういうことの広報も大事だと思うんですね。ですから、そういう意味もあって、タイアップして共同で公開してもらって、その活用を促進していくということが大事かなと思うのですけれども。

【阿子島委員】 土地条件図もたくさんいいのができていたんですけど、どう使うかが専門家でないといえないところがありました。それに加えて、今回の土地の履歴は、昔は池であったか谷であったかというのを示してあるわけなので、一般の方にはより使いやすいと思います。ですから、行政とか専門家だけでなく、一般の人にもっと使ってもらえるような手だて、PRと、もう一つは、やっぱりプレゼンの手法だと思いますが、その辺、ぜひご検討いただきたいと思います。

【清水委員長】 ぜひよろしくお願ひいたします。

【中林委員】 関連でよろしいですか。私は、もともと都市計画をやっている者なんですけれども、都市計画の現場から見ると、5万分の1というのはやはりマクロです。特に都市の市街地で計画をするというようなことを考えると、5万分の1をずっと拡大して1万分の1にすると、線に隠れてしまうような場所がいっぱいあって、そういう意味では概観を見るには非常にいいんですが、少し細かいところを見ようということになると、残念ながらちょっとマクロなので、将来的に、あるいは都市部のスケールをもう少し、三大都市圏は終わられたというご報告だったわけですが、この5万分の1を2万5,000分の1なり、できれば1万分の1ぐらいで示していただけると、今後人口減少に伴って都市のスマートシュリンキングというか、縮小化、コンパクト化を図っていく上で、どの土地を避けてどこに住むんだよというような議論をしていく上で非常に重要になってくると。これまでは人口減少ではなくて人口増加でしたから、あまりそういう土地を選ぶ余裕なく進めてきたんだと思うんですが、これからの百年のまちづくり、都市づくりというのは、よりよいところに安全に住もうという方向を示していくとすると、この調査というのは、もうちょっとスケールアップしていただけると、リスクコミュニケーションといいましょうか、話をしていく上でかなり重要な情報になっていくのではないかなと思っています。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ

お願いします。

【三島委員】 岐阜県森林組合連合会の三島と言います。山村関係というんですか、森林関係の話をお聞きしたいと思いますが、森林のいろんな施策がずっとやられてきたんですが、もともと造林したりなんかしたときに補助金を出していく段階のときに、植えた人に補助金を出すということで、境界の話というのは最近になってやっと出てきたところなんですね。だから、非常に長い、せっかくいろんな履歴があるにもかかわらず、あまり今までの世の中の役に立っていなかった状況があります。最近間伐がどうのこうのと言われるような話の中に、やっぱりきちんとした自分の所有地で間伐をやらなければいけないよというような話になって、その中で集約化と、それから境界明確化というのが今入ってきて、それが蓄積されていきますと、今やっている国土調査というか、地籍調査に非常にプラスになっていくだろうと思っています。ただ、今までこの四、五年の間の境界明確化の話というのは、間伐が中心なんですね。人工林のうちのある一部という話になりかねないものですから、私たちも林野庁に対していろいろ要望していく段階で、天然林も含めて全部の境界明確化に支援してほしいという話をしておりまして、やっと今度26年からそういったものを対象にさせていただけるということになってきますので、こういった情報というんですか、データをうまく活用していくことができたかなと思っています。そういった中で、資料3-(1)の5ページに民間委託の拡大というのがあるんですが、やっぱり市町村の担当者が人も少ないということもあって、山の地籍調査なんかをやるにもなかなか難しいところがあるのが実態なんで、やっぱり民間委託ができるような状況というのをうまく活用していかないと、特に近畿から中部、関東の辺にかけては非常に森林地域の地籍調査が遅れておりますので、そういったものをやっぱりうまく活用していく必要があるのかなと思っています。この次までに何とかそういった意味で、この民間委託、森林関係の部分、こうやったらうまくいくんじゃないかということをいろいろと提案できればと思っていますので、よろしく願いいたしたいと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。これについては、特にお答えいただくあれではないですね。ぜひよろしく願い申し上げます。そのほか、ご意見いかがでしょうか。お願いします。

【山下委員】 じゃあ、感想めいたことで恐縮なんですけれども、私は、前回の6次が始まるときに多分新しく入れられた都市部官民境界については、特に都市部では期待するところが大きくて、この資料の1ページにもありますように、ほかの進捗率よりも非常に

突出して高いというようなことが見られるわけですが、始まったばかりということもあるのかもわかりませんが、直営ということもあって、もう少しこれは進捗を図れる類のものではないかなという気がしております、そういう意味から申しますと、これ、ページでいうと同じ資料の17ページですか、予算執行上の難しさはいろいろとあるとは思いますが、当初予算がどんどん減っていくというのは、やっぱり姿勢としてはちょっと何か欠けているのかなと。本来多分補正で組むということはなかなか直轄でも執行にいろいろと問題が出てくるんじゃないかと、100%なかなか執行できないんじゃないかという気もしておりますので、当初から頑張ってぜひ進捗を図っていただければという希望でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。これについてはちょっと一言いただいたほうがいいですね。

【地籍整備課長】 大変耳の痛い指摘でございますけれど、政府内部のお話をしてはまずいかもしれませんが、国交省としては、当初予算について、ここは非常に大きな額で要望していたんですけれど、なかなか全体が厳しい中で、こういったような査定になってしまったということなんです。我々が進んでこういう形にしたわけではないということです。そこを何とか補正で帳じりを合わせたといいますか、そういうような感じなんです。しかし、委員のおっしゃることはそのとおりでございますので、引き続き我々としては当初予算で獲得できるように頑張っていきたいと思っております。

【清水委員長】 よろしくお願ひします。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。千葉委員どうぞ。

【千葉委員】 私も地籍調査に大分携わっているものですから、私が怒られているような雰囲気ではいるのですが、地籍の明確化というのは地籍調査の一つの目的でございます、今地籍整備課のホームページを見ていますと、地籍の整備率というのが載っているのですが、土地区画整理等の民間成果につきまして、19条5項の申請を行っているものについては整備地区というような扱いになっているのですが、それ以外でも土地区画整理事業を行ったところについては、地籍は明確になっているのだと思っておりますし、もう一つは、土地区画整理地区については、土地について争いはないんじゃないかなと思われま。そういったことを考慮しますと、土地区画整理が完了した地区は整備率に換算したほうがよろしいかなというのが私の意見でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

【地籍整備課長】 ありがとうございます。まさにそういう問題意識を我々も持っております。そういう中で、例えば資料の中でいいますと、12ページのところで、国民にわかりやすい指標という形で進捗率で書いておりますが、分母の中に緊急性のそれほど高くないものも入っているのではないかという問題意識があると申しましたけれど、そういう中に、今おっしゃったように、ある程度既に境界が明確になっているといったようなところも、当然概念の中に入ってくるんだと思いますが、それをどういう形で切り出して数字として反映させるかというようなことについては、今後じっくり検討していかなきゃいけないなと思っていますので、まさにそれはおっしゃるとおりかなという気がしております。

【清水委員長】 ありがとうございます。若松先生、ご意見をいただけますか。

【若松委員】 土地履歴調査に関して1つコメントさせていただきます。先ほど阿子島委員からもご紹介ありましたように、震災以降、市民の土地の安全性への関心が非常に高まってきました。土地履歴調査の成果は、このようなことに応える資料ではないかと思っております。ただ、現在のように5万分の1の図幅単位で公表しておりますと、一般の方は何々市何々町を見たいけれども、例えば、大体名古屋地区にありそうだということはわかって、どの図幅に入るかというのがわからないのですね。図幅に市町村名と境界をオーバーレイするとか、この図幅の町はここに入るというような、何かそういう検索ツールをもう少し工夫して頂くとよいと思います。ぜひとも一般市民に使いやすくすることをもう少し工夫していただければよろしいかと思っております。また、先ほど中林委員からご意見ありましたように、もう少し大スケールのものでないと役立たない。これは、土地履歴調査を開始するとき、スケールを何にするか、2万5,000分の1にするか、非常に多くの議論をしましたが、やっぱり大縮尺にするのに見合うようなデータがないということで5万分の1になった経緯があります。データがなくて、曖昧な境界を引いて大縮尺にすると、その精度の悪さが出て一般の方にはわからない。そういったような事情もありまして、とりあえずは5万分の1ということになっておりますので、是非ともこれをもう少し活用しやすいような形態での情報発信を進めて頂ければありがたいと思っております。

【清水委員長】 ありがとうございます。何かご意見ございますか。

【国土情報課長】 ご指摘は重要だと考えておりますので、工夫させていただきたいと思っております。

【清水委員長】 さっき地理院マップの話をしましたけれど、あれは、地理院は全国の

地名データベースを当然持っていますので、地名検索で全部パッと目の前に出てくる、あるいはシームレスに全部見られますので、そういう点でもやはり共同で使っていくということが大事なと思いますけれど。

大体予定の時間になりつつあるんですけれども、最後にもう1点、2点ぐらいはお受けできるかと思いますが、これだけは第2回までにぜひというような宿題のようなものがあればお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

きょうは本当に多くのご意見を賜りました。それで、中には第2回までにちょっと検討をいただいたほうがいいなというような、宿題のようなものもあったかと思います。山野目先生と三島委員から、次回に向けてご提案等々も可能であれば頂戴できるというようなこともございますので、第2回目は大変有意義な会になるんだろうと期待するところでございます。

それでは、今回は4月ごろということで、中間年の見直しの一環としての第6次十箇年計画の見直し等の方向性についてということでございますので、きょうの議論を踏まえて論点を整理していただくということと、十箇年計画の見直しの方向性を示していただくということになろうかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その他ということで、事務局のほうにお返ししたいと思います。

【地籍整備課国土調査企画官】 その他は、次回についてでございますが、先ほど清水委員長がおっしゃいましたように、今回は4月21日に、本日のご議論をいただいた内容を踏まえた第6次十箇年計画の見直し等の方向性についてご審議いただく予定となっております。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、これで議事等については終了させていただきたいと思います。

【地籍整備課国土調査企画官】 清水委員長、どうもありがとうございました。

最後に、国土交通省政策統括官の幾度よりご挨拶申し上げます。

【政策統括官】 統括官をしております幾度でございます。本日は、長時間にわたりまして、委員の先生方には大変熱心にご議論いただきまして、また、いろいろ貴重なご意見を多数賜りまして、ありがとうございます。私のほうは、土地分類調査を担当している統括官ということで、全体の議論は地籍調査が中心でありましたが、土地分類につきましても、お忘れなくいろいろご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。地籍も含めまして、なかなか困難な状況にあるわけでございますが、先生方からはなかなか進捗

が悪くてけしからんではないかというようなトーンではなくて、これは地味ではあるけれど非常に重要な作業であるから、これをいかに前に向けて進めていくかというエールを送っていただいたことも含めて、いろいろ前向きな貴重なご提言やご意見をいただいたと思っております。私ども次回に向けまして、きょういただきましたいろいろなご意見をよく受けとめまして、しっかり検討して、また次回この場で先生方のご意見を踏まえた私どもなりの資料をきちんと整理してお示しをしたいと思っております。あと2回ご議論いただくことを予定しておりますが、引き続き先生方のご意見をいろいろ賜りながら進めさせていただき、最終的な中間見直しの取りまとめをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

【地籍整備課国土調査企画官】 これをもちまして、本日の小委員会を閉会とさせていただきます。

なお、お配りいたしました資料につきましては、席に置いておいていただければ、後ほど事務局よりお送りさせていただきます。

それでは、本日は熱心なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

— 了 —